

調整された警戒レベル2の規制に関する官報の概要（当館にて仮訳一部編集）

令和3年5月30日改正

※下線は令和2年8月17日付「警戒レベル2」の官報から改正となった箇所。

【第5章「調整された警戒レベル2」】

【公共の場における義務的なプロトコル】

49C.

(1) 本規則において、「フェイスマスク」とは、布製のフェイスマスク、または鼻と口を覆う手作りのアイテム、または鼻と口を覆うその他の適切なアイテムを意味する。

(2) フェイスマスクの着用は、6歳未満の児童を除き、公共の場にいるすべての人に義務づけられており、執行官がフェイスマスクを着用するよう口頭で指示した場合にこれに従わない者は、違法行為を行ったとみなし、有罪判決を受けた場合には、罰金もしくは6ヶ月以下の懲役、または罰金と懲役の両方を科せられることになる。

(3) 何人も以下のことをしてはならない。

(a) あらゆる種類の公共交通機関を利用し、運行し、サービスを提供すること。

(b) 商品またはサービスを得るために、政府の建物、場所、施設を含む建物、場所、施設に入ること、またはその中にあること。

(c) フェイスマスクを着用していない状態で、公共のオープンスペースにいること。

(4) 公共の場で激しい運動をする者は、他の者から少なくとも1.5メートルの距離を保つことを条件に、

(3)(c)の禁止事項は適用されない。

(5) 雇用主は、従業員が職務を遂行する際にフェイスマスクを着用していない場合、その従業員に職務を遂行させたり、就業場所に立ち入らせたりしてはならない。

(6) スーパーマーケット、ショップ、食料品店、小売店、青果卸売市場、薬局など、すべての事業所は、以下のことをしなければならない。

(a) 床面積を平方メートルで決定する。

(b) (a)に記載された情報に基づき、本規則第53条(5)(c)に規定された制限を遵守し、すべての健康プロトコルおよびソーシャルディスタンスを厳守するために、施設内における顧客および従業員の数を決定する。

(c) 施設の内外で列を作っている人が、互いに1.5メートルの距離を保つことができるようにするための措置を講じる。

(d) 施設の入口に、一般市民および従業員が使用できる消毒剤を提供する。

(e) 書面により、従業員またはその他の適切な人物をコンプライアンス担当従業員として任命し、以下のことを確認しなければならない。

(i) 段落(a)から(d)で規定された対策を遵守すること。

(ii) 衛生状態およびCOVID-19感染者との接触の制限に関するすべての指示が順守されていること。

(7) 自らの施設内において、(6)項で定められた顧客数および従業員数の上限を超える事業者は、違法行為を行ったとみなし、有罪判決を受けた場合には、罰金もしくは6ヶ月以下の懲役、または罰金と懲役の

両方を科せられることになる。

(8) すべての雇用主は、以下を含む、従業員間の物理的な距離をとるための手段を採用しなければならない。

(a) 従業員が自宅で仕事ができるようにすること、または従業員が物理的に職場にいる必要性を最小限にすること。

(b) 適切なスペースの提供。

(c) 対面式会議の制限。

(d) 既知または公表されている健康上の問題や併存疾患を持つ従業員、または COVID-19 に感染した場合に合併症や死亡のリスクが高くなる可能性がある状態の従業員に対する特別措置。

(e) COVID-19 に感染した場合、合併症や死亡のリスクが高くなる 60 歳以上の従業員に対する特別措置。

(9) 規定(6)に定める要件は、規定(6)で規定されていないその他の建物にも、必要な変更を加えて適用される。

(10) すべての宅配便および配送サービスは、配送中の接触を最小限とする。

(11) 1990 年銀行法(Act No. 94 of 1990)に定義されるすべての銀行および 2017 年金融セクター規制法(Act No. 9 of 2017)に定義される金融機関は、以下の事項を行わなければならない。

(a) 銀行または金融機関のすべての現金自動預け払い機に、公衆が使用するための消毒剤があることを確保すること。

(b) 現金自動預け払い機に列をなす人々が、互いに 1.5 メートルの距離を保つようにするための措置を講じること。

【人の動き】

50.

(1) すべての人は、次の場合を除き、毎日午後 11 時から午前 4 時までの間、居住地にいない限り、

(a) 関係閣僚の指示又は附属書 A の様式 7 に相当する許可証により、表 3 に掲げる活動に関連するサービス以外のサービスを行う許可を受けている場合。

(b) 安全上または医療上の緊急事態に対応している場合。

(c) 移動が制限されている時間帯に、移動する必要がある便で到着した場合又は空港を発着する場合。ただし、旅行者がフライトの証明として有効な搭乗券または航空券のコピーを所持している場合に限る。

(2) (1) で言及された夜間外出禁止令に従わない者は、違法行為を行ったとみなし、有罪判決を受けた場合には、罰金もしくは 6 ヶ月以下の懲役、または罰金と懲役の両方を科せられることになる。

(3) 以下の施設の閉館時間は、屋内・屋外を問わず、22 時とする。

(a) 映画館

(b) 劇場

(c) カジノ

(d) 博物館、ギャラリー、文書館

(e) 公共のスイミングプール

(f) ビーチおよび公共の公園

- (g) ゲームパーク、植物園、水族館、動物園
- (h) スポーツジム、フィットネスセンター
- (i) レストラン・バー・シェパーン・居酒屋
- (j) オークションを開催する会場
- (k) プロスポーツを開催する会場
- (l) 信仰に基づく、または宗教的な集まりを主催する会場
- (m) 社会的、政治的、文化的な集会の会場
- (4) 州間の移動は許可される。

【葬儀への参列】

52.

- (1) 葬儀の参列者は、100 人以下に限定される。会場が狭く、所定の人数を互いに 1.5 メートル以上の距離を保って収容することができない場合は、すべての健康プロトコルを厳守し、すべての人が互いに 1.5 メートル以上の距離を保つことを条件に、会場の収容人数の 50%を超えない範囲で使用することができる。
- (2) 夜間の通夜は禁止される。
- (3) 葬儀後の集会（「after-tears」の集会を含む）は認められない。
- (4) 葬儀中はフェイスマスクを着用し、すべての健康プロトコルとソーシャルディスタンスをとる措置を遵守しなければならない。
- (5) 葬儀の時間は、最大 2 時間までとする。

【集会】

53.

- (1) すべての人は、集会に出席する際に COVID-19 への感染を制限するために、以下のことを行う必要がある。
 - (a) フェイスマスクを着用する。
 - (b) すべての健康プロトコルを遵守する。
 - (c) 互いに少なくとも 1.5 メートルの距離を保つ。
 - (d) 本規則 第 50 条 に規定されている夜間外出制限を遵守すること。
 - (e) 保健を担当する閣僚と協議した後、関連閣僚が発行した指示に規定されている、その他の健康プロトコルおよびソーシャルディスタンスをとる措置を遵守すること。
- (2) 集会が開催される屋内または屋外の施設の所有者または運営者は、施設が収容できる最大人数を記載した占有証明書を表示する必要がある。
- (3) すべて-
 - (i) 信仰に基づくまたは宗教的な集まり： 及び
 - (ii) 社会的、政治的、文化的な集まりは許可されるが、屋内の会場では 100 人以下、屋外の会場では 250 人以下に制限される。相互に少なくとも 1.5 メートル離れている場合は、すべての健康プロトコルとソーシャルディスタンスをとる措置を遵守することを条件として、会場の収容人数の 50%を超えない

範囲で使用することができる。

(4) 職場での仕事の目的での集まりは、すべての健康プロトコルとソーシャルディスタンスをとる措置を厳守することを条件として許可される。

(5) (a) ホテル、ロジ、ベッド アンド ブレックファスト、タイムシェア施設、リゾート、ゲストハウスは、利用者がフェイスマスクを着用し、共有スペースでは少なくとも 1.5 メートルの距離相互に保つことを条件に、宿泊利用可能な部屋のすべてに人を収容することが許可される。

(b) レストラン、バー、シビーン、および居酒屋は、屋内会場では最大 100 人以下、屋外会場では 250 人以下に制限される。会場が狭く、所定の人数を互いに 1.5 メートル以上の距離を保って収容することができない場合は、会場の収容人数の 50%を超えない範囲で使用することができる。

(c) 会議、食事、娯楽施設は、屋内会場では最大 100 人以下、屋外会場では 250 人以下に制限される。会場が狭く、所定の人数を互いに 1.5 メートル以上の距離を保って収容することができない場合は、会場の収容人数の 50%を超えない範囲で使用することができる。

(d) スーパーマーケット、商店、食料品店、青果市場、薬局を含むすべての事業所は、顧客と従業員を含む床面積の 50%に制限され、フェイスマスクの着用、消毒、ソーシャルディスタンスをとる措置を含むすべての健康プロトコルを厳守しなければならない。

(6) 本規則第 50 条(3)に定める営業時間および以下の事項を厳守することを条件に、認可されたスポーツ団体によるプロおよびアマチュア (non-professional) の試合を含むスポーツ活動を行うことができる。

(a) スポーツ担当閣僚が保健担当閣僚と協議の上、スポーツの試合に関する指示を出すこと。

(b) スポーツの試合の会場には、ジャーナリスト、ラジオ、テレビのクルー、警備員、緊急医療サービス、およびスポーツの試合の会場のオーナーが雇用する必要な従業員のみが入場できる。

(c) スポーツの試合に必要な人数の選手、審判、サポートスタッフ、メディカルクルーのみがスポーツの試合会場に入場できる。

(d) スポーツ試合の会場には、観客を入れないこと。

(e) COVID-19 の感染率が低いまたは中程度の国が関与する国際的なスポーツイベントは許可される。

(7) 執行官は、規則に反する集会が行われた場合、以下のことをしなければならない。

(a) 集会に参加している者に対し、直ちに解散するよう命令する。

(b) 集会参加者が解散を拒否した場合は、適切な措置を講じなければならない。この措置には、1977 年刑事訴訟法 (1977 年法律第 51 号) に従い、集会参加者の逮捕及び拘留を含む。

【通過儀礼】

57.

(1) 通過儀礼は、伝統問題を担当する州の行政官が通過儀礼実施のためのリスク調整計画を関係閣僚に提出し、保健担当閣僚と協議の上、関係閣僚が出す指示に定められたすべての健康プロトコルとソーシャルディスタンスをとる措置を厳守することを条件に、許可される。

(2) 儀礼後の祝賀会 (imigidi) は、屋内の会場では 100 人以下、屋外の会場では 250 人以下という制限の下で許可される。会場が狭く、所定の人数を互いに 1.5 メートル以上の距離を保って収容することができない場合は、会場の収容人数の 50%を超えない範囲で使用することができる。

【一般の者による訪問が規制される施設】

58.

(1) 以下の施設への一般による訪問

(a) 矯正センター

(b) 再勾留施設

(c) 警察の留置場

(d) 軍事拘置施設

(e) 医療機関および施設。ただし、医療プロトコルを厳守することを条件に、治療または投薬を受ける場合を除く。

(f) 高齢者の居住施設は、関連する閣僚が指示する範囲および方法で許可される。

(2) 独立選挙管理委員会は、有権者登録または特別投票のために必要な場合、関係閣僚の指示に定められた範囲および方法で、(1) で言及された施設を訪問することができる。

【国境の一部再開】

59.

(1) 完全に稼働している 20 の陸地の国境はそのまま稼働し、閉鎖されていた 33 の陸地の国境は閉鎖されたままとなる。

(2) 次の(3)の規定を条件に、南アフリカ共和国の内外を行き来できる。

(3) 南アフリカ共和国の学校に通う近隣諸国からの通勤者で、南アフリカ共和国への出入国が許可されている者は、以下に関連するプロトコルを遵守する必要がある。

(a) COVID-19 のスクリーニング、および必要に応じて検疫または隔離を行う。

(b) フェイスマスクの着用。

(c) 輸送

(d) 安全性と COVID-19 拡散防止に関する健康プロトコルに従った消毒及びソーシャルディスタンスをとる措置。

(4) (a) 国際的な空の旅は、以下の空港に限定される。

(i) OR タンボ国際空港

(ii) キング・シャカ国際空港

(iii) ケープタウン国際空港

(iv) ランセリア国際空港

(v) クルーガー・ムプマランガ国際空港

(b) (a)に記載された空港での長距離便の出発および着陸は、本規則 50(1)に規定された夜間外出禁止時間帯に許可される。

(c) (a)に記載された空港に到着するすべての外国人旅行者は、旅行日の 72 時間前までに行われた世界保健機関 (WHO) 公認の COVID-19 検査の陰性証明書を提出しなければならない。

(d) 旅行者が COVID-19 検査陰性の陰性証明書を提出しなかった場合、旅行者は自費で到着時に抗原検査を行うことを要求され、旅行者が COVID-19 の陽性反応を示した場合には、自費で 10 日間の隔離を要求される。

(5) すべての商業港は営業を継続し、すべての健康法および国境法施行規則に沿って、小型船舶の港への入港を許可する。

【貨物の輸送】

60.

(1) 鉄道、海上、航空および道路輸送は、他国との間及び南アフリカ共和国国内での貨物の移動のために、国内法および次の(2)に基づいて発せられる指示に従うことを条件に、輸出用および輸入用の貨物の輸送のために許可される。

(2) 貿易・産業・競争を担当する閣僚は、運輸・財務を担当する閣僚と協議の上、COVID-19の拡散を防止・抑制し、COVID-19 パンデミックによる破壊的影響等に対処する必要性を考慮して、輸出または輸入の管理・運営・優先順位付けを規定する指示を出すことができる。

(3) 運輸を担当する閣僚は、協調統治・伝統業務担当閣僚、貿易・産業・競争担当閣僚、保健・司法・矯正サービス担当閣僚、財務・公営企業担当閣僚と協議の上、海上貨物業務及び航空貨物業務に適用される健康プロトコルに関する指示を出すことができる。

【酒類の販売、供給または輸送】

62.

(1) 酒類の販売は、

(a) 敷地外消費のための認可を受けた販売場所では、許可された営業時間内であれば、当該許可を管理する法律に従って許可される。

(b) 認可された敷地内での消費は、規則 50(3) で掲げられた夜間外出禁止令を厳守することを条件に許可される。

(2) 酒類の輸送は許可される。

(3) 酒類を公共の場所で消費することは、許可された敷地内での消費を除き、許可されていない。

(4) 規則(1)(b)および(3)に反して酒類を販売・消費することは、違法行為である。

【経済部門の運営】

63.

(1) 事業者等は、表4に定めるものを除き、営業することができる。

(当館注：5月30日付の官報には、表4の記載はなし。)

(2) 個人宅に雇用されている人のための関連する健康対策とソーシャル・ディスタンスングを保つための措置を遵守しなければならない。

(3) 雇用・労働担当の内閣メンバーによる労働安全衛生指導及び適用される労働法制に加え、指導で定められた健康管理及びソーシャル・ディスタンスングの措置を遵守しなければならない。

(4)

(a) 企業は、当該部門における COVID-19 の拡散を抑制することを目的とした、部門固有の健康プロトコルを遵守しなければならない。

(b) 部門固有の健康プロトコルは、ソーシャル・ディスタンスングを保ち、従業員を保護し、公共交通機

閑や職場の混雑を抑えるために、仕事のローテーション、時差出勤、シフト制、リモートワークの手配、より脆弱な人に影響を与える特別な措置、または同様の措置などの事項を扱うことができる。

(c) 部門固有の健康プロトコルがまだ作成されていない場合は、当該部門を担当する閣僚が健康を担当する閣僚と協議の上、作成・発行しなければならない。

表 3 : 調整された警戒レベル 2

在宅勤務が可能なのはすべて在宅勤務をしなければならない。ただし、調整された警戒レベル 2 の下では、以下を条件に、自宅外でのあらゆる種類の業務、通勤・通学、業務目的での移動が許可される。

- (a) 健康プロトコルとソーシャル・ディスタンス措置の厳格な遵守。
- (b) COVID-19 の職場環境を整えるための措置を講じるために、段階的に職場復帰を行うこと。
- (c) 職場復帰は感染症のリスクを回避し、軽減する方法で行われること。
- (d) この表の特定の経済的除外事項に記載されていない活動。

(特定の経済的除外事項)

- 1 夜間の通夜
- 2 「after-tears」を含む葬儀後の集まり。
- 3 ナイトクラブ
- 4 閉鎖されたままの陸の国境。ただし、本規則 59(1)に記載されている陸の国境は除く。
- 5 娯楽を目的とした国際旅客船旅行。ただし、小型船舶で、健康法及び国境法の施行に沿ったものを除く。
- 6 スポーツイベントへの観客の参加。
- 7 運輸担当内閣メンバーの指示により定める公共交通機関の業務に関するものを除くもの。
- 8 教育事業に関するものであって、教育担当の内閣メンバーの指示に基づくものを除くもの。